

さいたま市自治基本条例検討委員会

第18回 会議の記録

日時	平成 23 年 4 月 12 日(火) 18:45~21:45
場所	さいたま市役所第 2 別館 第 1 会議室
参加者 ※敬称略	〔委員等〕 計 12 名 伊藤 巖／内田 智／小野田 晃夫／染谷 義一／高橋 直郁／富沢 賢治／中田 了介／ 中津原 努／福島 康仁／細川 晴衣／堀越 栄子／湯浅 慶 (欠席者:遠藤 佳菜恵／栗原 保／古屋 さおり／三宅 雄彦／吉川 はる奈／渡邊 初江) 〔事務局:さいたま市〕 計 7 名 企画調整課副参事 高根哲也／企画調整課主幹 小島豪彦／課長補佐兼総合振興計画係長 柿沼浩二／総合振興計画係主査 松尾真介／総合振興計画係主査 大砂武博／総合振興計 画係主査 宮川智行／総合振興計画係主任 高橋格 〔ダイナックス都市環境研究所〕 3 名 山本耕平／渡邊俊幸／谷口涼 〔傍聴者〕 なし
議題及び 公開又は 非公開の 別	1 開会 2 議題 (1)今後の進め方について 3 その他 4 閉会 <p style="text-align: right;">[公開]</p>
配付資料	・次第 ・資料1 さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方等(案) ・参考資料1 市民から寄せられた意見
問合せ先	さいたま市政策局政策企画部企画調整課 電話 048-829-1035

1 開会

○事務局

(本日の出席委員数が、定足数である過半数を満たしていることを確認)

(会議の公開と傍聴者の確認)

(歌川委員の辞任、事務局の人事異動、委託業者の変更の確認)

(参考資料1「市民から寄せられた意見」についての説明)

- ・ 中間報告の市長提出については、地震の影響で中止となった。
- ・ 市民フォーラムについては、計画停電の影響等を考慮し、中止とした。第1回は約50名、第2回は約40名、計90名程度の応募があったが、各応募者に対して中止する旨連絡した。

○福島委員長

- ・ 最終報告に向け、検討を再開したい。中間報告は数名の委員が代表して市長に渡す予定だったが、地震の影響もあり、直接渡すことができなかった。提出する機会を改めて設けるよう、事務局をお願いしている。

2 議題

(1)今後の進め方について

(事務局より、資料1「さいたま市自治基本条例検討委員会 今後の進め方等(案)」についての説明)

(中津原副委員長より、自治基本条例に関する市民等との意見交換の進め方についての提案説明)

○福島委員長

- ・ 今後の進め方について。資料についての質問はあるか。

○中津原副委員長

- ・ 全体スケジュールについて、パブリック・コメントが10～11月で、その後12月～1月に議案を固めるということなのか。

○事務局

- ・ 1月は議案書の印刷もあり、基本的には年内に固める必要がある。パブリック・コメントの前後に法制課の審査が入ることになると思う。

○福島委員長

- ・ かなりタイトな状況であるため、この委員会としては本年8月の最終報告の決定に向けて、このスケジュールを意識して進めざるを得ない。

○堀越委員

- ・ 検討委員会は8月で終了なのか。条例素案の作成段階である10月まで検討委員会の任期を延ばすことはできないか。

○福島委員長

- ・ 設置要綱には、検討委員会の任期は最終報告を行うまでとある。

○中津原副委員長

- ・ 最終報告の後は、私たちの知らないところで進行していくことは悲しい。

○堀越委員

- ・ 委員の熱意は、要綱上の「特別な事情がある場合はこの限りではない」に該当しないのか。

○高橋委員

- ・ 要綱自体を改正できないのか。8月まで期間もあるので、再検討しても良いのではないか。

○事務局

- ・ 期間を延ばして何をするか。

○高橋委員

- ・ 委員は皆同じ思いであり、委員会の手元を離れた後にいわゆる「骨抜き」にされるのを避けたいのである。

○事務局

- ・ 事務局としては、要綱に書かれてある通り、最終報告をつくるのが委員会の責任と考えている。その後、条例案を作り、パブリック・コメントを実施し、議案を議会に提出することが行政の責任。もちろん最終報告は尊重するが、行政として説明できない場合等は修正せざるを得ない。その際は説明責任を果たしていきたい。

○中津原副委員長

- ・ 委員に対する説明は、どのように行うのか。

○堀越委員

- ・ いつの段階でどのように行うのか。

○事務局

- ・ 基本的にはパブリック・コメントを通じて意見をいただくことになる。

○中津原副委員長

- ・ 委員には最後まで見守りたいという思いがある。自分たちの意見がそのまま反映される保証はない、意見を反映しろという権利もないということは理解しているが、最後まで見守りたいという私たちの思いをどのように実現したら良いのか、どう応えてくれるのか。

○福島委員長

- ・ 形式的には要綱のとおりであり、委員会自体が自らの任期や権限を決定することはできない。事実として見守ることしかできないのではないか。

○事務局

- ・ 委員会は終了しても、例えば条例素案を策定した段階で皆さんに集まっていただくなど、様々な方法が考えられる。

○中津原副委員長

- ・ パブリック・コメントの意見はインターネットで確認できるが、それに対する対応についても知りたい。機会ごとに私たちが報告を受ける場を設けてほしい。

○福島委員長

- ・ それは事務局で考えてほしい。

○事務局

- ・ 組織的な部分もあるので即答はできない。

○中津原副委員長

- ・ 謝金は不要なので、委員の気持ちを理解してほしい。

○事務局

- ・ 意見を踏まえて検討したい。

○福島委員長

- ・ どのような最終報告を目指すのか。あらかじめ精度の高いものをつくり、それを条例案に結び付けていき、なるべく行政側が作業する際に考える余地を与えないようにする方法を採るのか、あるいは、条例の形にこだわらずに、内容優先にするのか、ということが論点になる。

○中津原副委員長

- ・ 精度を高める作業ならば法制担当と一緒にやる必要がある。あるいは委員が内容をつめていくのか。

○福島委員長

- ・ 法制課の確認が入った報告を作れば、その後に所管課の修正が入りにくくなるのではないか。

○高橋委員

- ・ 条例のさいたま市らしさと法制的な部分の両面を、与えられた時間の中でそれぞれ可能な限りレベルの高いものを目指していくしかないのではないか。法制的な部分に力を入れ過ぎると他と同じでつまらないものになるし、法制的な部分を疎かにすると「骨抜き」される可能性が高まるので。

○福島委員長

- ・ 法制課の力を借りながら充実させていくことは一案である。

○湯浅委員

- ・ 精度を高めるには、中間報告の作成過程のように全体で意見を言い合うというよりも、少人数が集中して作業を進める必要があるのではないか。

○福島委員長

- ・ 中間報告で示した私たちの思いを、行政資源も使いながら、いかに残していくかがこれからの課題となる。

○中津原副委員長

- ・ 市民との意見交換を行うことで内容を充実させ、精度も高めていく必要がある。

○福島委員長

- ・ 委員会は市民の意見を集めて内容の充実を図るとともに、精度を高めていく必要がある。事務局から法制課に打診してもらいたい。

○事務局

- ・ 作業チームを設置するのであればそこに入ってもらいたい。なお、法制課は条文の整合性や矛盾点、重複等のチェックを行い、内容については所管課が考えるのが基本である。

○堀越委員

- ・ 中間報告で検討課題として挙げた既存の条例との整合性は、作業部会に法制課が入れば解決できるか。

○事務局

- ・ 法制課はすべての条例を理解しているわけではないので難しいと考える。各条例を最も理解しているのは所管課である。

○中津原副委員長

- ・ 少なくとも地方自治法との整合性は確認してほしい。

○福島委員長

- ・ 最終報告については法制課の形式的なチェックを受けるとともに、委員会は内容を充実させて、精度を高める。
- ・ 最終報告を簡潔にするのか、詳細にするのか。皆さんの意見がほしい。

○事務局

- ・ 中間報告に基づくとおそらく38条程度になる。条文数・文章量でも多い部類の印象を受ける。

○中津原副委員長

- ・ 簡略にする方法には2種類あり、項目を落とすか、各項目の内容を簡略化するか。もっと短い自治基本条例というのは、項目が少ないということなのか。

○事務局

- ・ 条文が少ないものや文書がよりシンプルなものもある。詳しいことを逐条解説に載せていたりする。

○福島委員長

- ・ 今後は、統合や詳しすぎる部分の削除をすることも出てくる。逆に、シンプルだと落とされる部分は少ないかもしれないが、思いが伝わりにくいかもしれない。

○事務局

- ・ 多くの人に伝えるのであればシンプルの方が良いかもしれないし、行政などを縛る、制約するという意味では詳細にした方が良いのかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ ダイジェスト版（市民PR版）を作成することも考えられるのではないかな。

○高橋委員

- ・ 条文数は基本的に現状のままとし、各条文は簡潔で読みやすいものを目指して、精度を高めるのはどうか。

○福島委員長

- ・ それは文章をシンプルにするということか。

○中津原副委員長

- ・ 条文に盛り込めない内容を逐条解説で示す方法もある。項目については、他の自治体の自治基本条例にない監査や危機管理を入れており、これらは落とすべきではないのかもしれない。

○福島委員長

- ・ 項目は基本的に落とさずに、簡潔にし、条文に近いものにしていく。その他は逐条解説に示すという方向を目指すことで良いか。
- ・ 条文の書き方について、である調、です・ます調のどちらが良いか。

○細川委員

- ・ 多くの人にとって、です・ます調の方が読みやすいと思う。

○小野田委員

- ・ 若い世代はです・ます調の方が良いかもしれないが、中年以上には、である調の方が読みやすいのではないかな。

○堀越委員

- ・ この条例に一番遠い人にも届けるという趣旨では、です・ます調だと思う。

○高橋委員

- ・ です・ます調の条例は偉そうでなく、市民に近い印象を与える。さいたま市の「憲法」と掲げている以上、他の条例との差別化するためにも良いのではないかな。

○中津原副委員長

- ・ 市の条例で、です・ます調のものはあるか。

○事務局

- ・ ありません。

○ダイナックス都市環境研究所

- ・ 他の自治体の例では、基本的な傾向はである調。

○中津原副委員長

- ・ です・ます調は、特別な条例としてふさわしい。「～ものとする」が多いが、どうにかしたい。

○伊藤委員

- ・ 「努める」という表現も見直すべきではないかな。

○中津原副委員長

- ・ です・ます調に直しながら、検討していく必要がある。

○事務局

- ・ 「～ものとする」や「努める」などの表現については、法としての枠組みの中で意味があるものであり、無視できないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ である調で書くと、慣例に引っ張られるのではないか。表現については条例の中で位置付ければ良い。

○事務局

- ・ 条文をである調として、解説を柔らかく書くというのも一つの手段ではないか。

○福島委員長

- ・ 委員会としては、です・ます調が良いか。後々、条例案になる際に、である調になるかもしれないが。

○内田委員

- ・ オリジナルさ、市民にとっての分かりやすさ、さいたま市らしさ等を踏まえ、です・ます調にした方が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ オリジナリティが出る。他の条文と差別化するためにも、です・ます調で進めたい。

○事務局

- ・ です・ます調でとりあえず作業を進め、様子を見たい。

○福島委員長

- ・ PR・意見収集については、中津原副委員長の提案をもとに議論を進めたい。提案にあった市民意見交換会が市の中心部で行う大きな単位のもの、区別意見交換会が区単位（中単位）のもの、出前意見交換会が小単位のもの、三層構造になっている。これらを一つのセットとして意見をいただきたい。

○事務局

- ・ 参考までに3月に予定していた浦和コミュニティセンターについては、5月中の土日は予約が埋まっている状況にある。有料の施設は予算の都合で難しい。市役所の会議室ではこの会議室が最大である。

○高橋委員

- ・ この会議室には何人入るのか。

○事務局

- ・ 教室形式だと48人。

○堀越委員

- ・ 埼玉大学を借りることはできないか。

○福島委員長

- ・ 事務局としては、大規模な市民意見交換会の開催は難しいと考えているのか。

○事務局

- ・ そういうわけではない。浦和駅周辺では当初予定していた市民フォーラムと同規模で行うのは、会場の関係で難しいかもしれないということである。6月にずらすということも考えられる。

○細川委員

- ・ 浦和コミュニティセンターに会場を設定した理由はそもそも何だったのか。駅から近いからか。

○事務局

- ・ 駅から近く人が集まりやすいことなどである。

○高橋委員

- ・ 市立の小学校・中学校の体育館等を学校開放で借りられないか。

○事務局

- ・ 分からない。調べる必要がある。

○福島委員長

- ・ 中津原副委員長の案にもあったように、市民意見交換会と区別意見交換会を統合して開催するのも良いかもしれない。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会と区別意見交換会にどのような意味合いを持たせるか。

○内田委員

- ・ 市民意見交換会は、市民フォーラムとは違うのか。

○中津原副委員長

- ・ 区別意見交換会と一緒に考えて、市民意見交換会をどういった位置付けでどういう方向性で進めるかを考えてほしい。会場の大きさだけしか違いがないのであれば、区別意見交換会として開催することも考えられる。

○高橋委員

- ・ 両者を一緒にして、区別意見交換会を充実するのはどうか。人数が少ない方が双方向性は高まるとのことなので。準備期間も厳しいので、区別意見交換会に統合し、充実するのはどうか。

○堀越委員

- ・ 大宮区で開催するのであれば、20～30人規模ではなく、50人規模で開催すれば良い。10区開催案に賛成である。

○中津原副委員長

- ・ 各区で同じ規模で開催する必要はない。

○堀越委員

- ・ 無理して市民意見交換会を開催する必要はないと思う。

○事務局

- ・ 10区開催ではなく、浦和・大宮・岩槻などに会場を集約して開催してはどうか。区別意見交換会を謳いながら、開催できない区が生じてしまう事態は避けた方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 結果として開催できない区が生じてても良い。方針としては全区で行うというもの。

○内田委員

- ・ 市民フォーラム中止した際の連絡は、参加者に対してどのように行ったのか。

○事務局

- ・ 何も決まっていなかった段階だったので、中止する旨のみ電話と手紙で連絡した。

○堀越委員

- ・ 市民フォーラムよりも丁寧に10区で行うことにしたとすれば良い。参加するチャンスが2回から10回に増える。

○事務局

- ・ 10区で開催となると、午前、午後で開催しても5日間必要。十分な周知ができない状況下で、特定の区だけ開催しないということは良くない。「区別」という言葉は避けた方が良いと思う。区別でなくても、3～4回開催するだけで選択肢は広がる。

○中津原副委員長

- ・ 多ければ多いほど良い。

○事務局

- ・ 出前意見交換会も実施するのであればチャンネルも増えるので、10区にこだわる必要はないのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 10区を目指してやれば良い。区民会議に携わってきたメンバーに声をかける。

○堀越委員

- ・ 事務局の意見は、参加者が集まらなると困るという理由からなのか。

○事務局

- ・ 「区別」は名称の問題。それぞれの委員に2～3回参加いただく必要が生じるので、負担等も念頭において各委員の意見を伺ってはどうか。

○福島委員長

- ・ 市民意見交換会と区別意見交換会を統合することは良いと思う。区別意見交換会については、一人2～3回参加することになるが、それを承知で開催するか、あるいは場所を絞り4～5箇所で開催するか。

○内田委員

- ・ 基本的には土日に開催するのか。

○中津原副委員長

- ・ 平日の夜もあり得るのではないか。

○福島委員長

- ・ 考え方として、回数を絞っておいて、要望があれば出前で対応することも考えられる。あるいは、原則として区単位で開催するか。その場合、各委員にそれなりの負担が生じる。

○堀越委員

- ・ できない理由よりも、できる可能性を考えた方が良い。

○中津原副委員長

- ・ 3人1組と実施すると、30人日必要。仮に委員を15人とすると、一人当たり2回参加となり、難しくはない。

○中田委員

- ・ 各自の事情が許す限り参加するという前提であり、その計算は成り立たない。

○染谷委員

- ・ 平均のボリュームとしてはそれくらいとなる。

○堀越委員

- ・ 自治基本条例にはほかの条例以上に市民の声を反映してほしいとの市長の発言もあったが、自治基本条例とはそういうものだと思う。各区へは、市役所から打診するのか、検討委員会から打診するのか。あるいは区役所と共同で開催するのか。

○中津原副委員長

- ・ 事務局から各区役所に連絡した上で、委員会はキーパーソンに声をかける。

○事務局

- ・ 出前意見交換会は相手から連絡が来ることが前提だが、区別意見交換会の場合は日時と場所を設定し、それを周知しなければならない。

○中津原副委員長

- ・ 区民会議の委員やそのOBのネットワークから発信してもらえば、20～30人は集まる。

○堀越委員

- ・ 参加の呼び掛けを人つながりでやれば、それくらいは集まる。

○中津原副委員長

- ・ 市民意見交換会と区別意見交換会を統合するのであれば、5月前半から始める必要がある。

○事務局

- ・ 各区で開催するにせよ、出前意見交換会も考えれば委員の負担は増える。また、各回委員3人で行えるかどうか。

○中田委員

- ・ 検討委員会が最終報告を仕上げていく際に、どれくらいの頻度で集まることになるのか。

○事務局

- ・ 作業体制にもよるが、週1回ペースを想定している。

○中田委員

- ・ 最終報告を出すことが最終目標ではないか。

○中津原副委員長

- ・ 十分な意見交換も行わないで最終報告を出すことはあり得ない。

○事務局

- ・ 作業スケジュールが見えてきている中で、最終報告作成も考慮する必要がある。各委員がどの程度できるか、確認してはどうか。

○中津原副委員長

- ・ 参加できる範囲で実施するしかない。

○堀越委員

- ・ 作業体制が分からないのであれば、それを先に議論した方が良い。

○福島委員長

- ・ 作業の全体像が見えないのでひとまず保留とする。提案にあった市民活動サポートセンターにおける常設展示についてはどうか。

○内田委員

- ・ 委員の誰かが常駐する必要があるのか。

○中津原副委員長

- ・ その必要はない。

○堀越委員

- ・ 市民活動サポートセンターでも、市民に自治基本条例の大切さを一緒に訴え、人をつないでくれる体制ができています。この場で認めてもらえれば、サポートセンターで取り組みたい。

○福島委員長

- ・ 提案のあった市民活動サポートセンターにおける常設展示等については、委員会として了承する。行政職員有志との意見交換会と議員有志との意見交換会について、事務局はどう考えているか。

○事務局

- ・ 職員に何を聞きたいのかを確認したい。

○中津原副委員長

- ・ 中間報告に対する意見をもらいたい。

○事務局

- ・ 職員個人としての立場で意見交換会に参加することは難しいように思う。一市民として区別意見交換会に参加してほしいと呼び掛けるのはどうか。

○福島委員長

- ・ 職員が有志として、区別意見交換会に参加することはできるのか。

○事務局

- ・ 一市民として意見交換会に参加してほしい、ということと言える。

○高橋委員

- ・ さいたま市役所には、公共政策に関する職員の勉強会はないのか。事務局を通さずに、委員会がその勉強会に直接働きかけることは問題ないか。

○事務局

- ・ 勉強会は正式な組織体ではない。

○内田委員

- ・ 意見交換会に参加できたとしても、本当に意見を言えるのか。

○事務局

- ・ 一人の市民として参加するのであれば言える。意見を言っはいけないということはない。

○堀越委員

- ・ 新しい公共に関する職員のワーキンググループと意見交換したいという希望を以前出したが、事務局から返答がない。

○事務局

- ・ ワーキンググループで最終的なまとめの作業に入っていたこともあり、説明できる状況になかった。内容がまとまったので、ワーキンググループを担当しているコミュニティ推進課から説明することはできると思う。ワーキンググループとしては難しい。

○高橋委員

- ・ 新しい公共の勉強会は市役所の業務命令によるものなのか。自主的な勉強会はないのか。

○事務局

- ・ 新しい公共の勉強会は市の業務命令である。自主的な勉強会は把握していない。

○堀越委員

- ・ まとまったものを説明できるのか。検討委員会として意見交換会を開催することは可能か。

○事務局

- ・ コミュニティ推進課に確認しなくてはならないが、説明はできると思う。

○福島委員長

- ・ 職員有志との意見交換会については難しいということか。新しい公共の勉強会とは意見交換できるのか。

○事務局

- ・ 新しい公共の勉強会はすでに解散しているので、所管課から報告する形式になると思う。

○福島委員長

- ・ 職員との意見交換会として開催できるのではないかと思ったが。

○事務局

- ・ 職員の意見交換会では、大きな基本的な考え方に対する意見を聞きたいのか、業務に関わる細かい部分を聞きたいのか確認したい。

○中津原副委員長

- ・ 市民と行政がどのように協働するかといった姿勢や気持ちなどについて意見を聞きたい。

○高橋委員

- ・ 私たちは、真剣にこの条例をよいものにしたいと考えているので意見を申し上げている。今まで、行政と議会と市民が連携して新しい自治を創っていくということを議論してきた。さいたま市は、立派な職員研修所を持っていて、また8月までにも未だ時間もあるのだから、この条例についての研修という形で意見交換の場を持つことはできないのか。

○事務局

- ・ 即答はできないが、検討する。

○中津原副委員長

- ・ 委員会としては必要性を感じているので、どういう方法ならばできるのかを考えてほしい。

○内田委員

- ・ 市民・議会・行政がどう協働していくかを定めるのがこの条例の目的。行政に携わっている職員に、この条例やさいたま市を良くしていくためにはどうしたら良いか、聞きたい。

○事務局

- ・ 大きな括りという意味の意見交換会で良いか。個別の業務に関する公式な見解をその場で求められるのは職員個人では難しい。

○福島委員長

- ・ 実現可能なものを考えてほしい。それから、議員有志との意見交換会は、実現可能か。

○事務局

- ・ どういうイメージか知りたい。

○中津原副委員長

- ・ 最終的には、議会に議案を出し、審議してもらうことになる。事前に共通認識を作るための機会としたい。三宅委員も以前、その重要性を指摘していたように思う。

○事務局

- ・ 二元代表制のもと、議会側に執行機関における政策形成過程には入らないとの基本姿勢があると認識しており、事務局から依頼するのは難しい。

○染谷委員

- ・ 議員に対しては、個人的に会って意見交換を行ってはどうか。行政を窓口にするのは無理があると思う。

○事務局

- ・ 区別意見交換会や出前意見交換会の開催案内を配布することはできるかもしれない。

○福島委員長

- ・ 事務局から案内はできても、働きかけはできない。

○内田委員

- ・ このようなスタンスで開かれた議会、開かれた行政ができるのか。それを改革していかなければ駄目だと思う。

○福島委員長

- ・ 議員有志との意見交換会については、染谷委員が中心になって進めてほしい。最終報告に向けた作業量の確認をしたい。最終報告のたたき台作成と意見収集・PRの2つの柱で進めていく。

○中津原副委員長

- ・ 事務局の案は、条例案骨子に関する疑問点の抽出・議論を先に行うということか。

○事務局

- ・ 運営委員会でも話し合ったことだが、中間報告で委員会の考え方も皆で共有できたと思うので、今後は条例案骨子だけを見て検討し、次に解説を検討してはどうかと考えている。

○福島委員長

- ・ 事務局からは、A案（たたき台作成チームをつくる）、B案（委員数名に分かれたグループで分担）、C案（全体会で作業）の3案が示されている。中間報告は、B案で作業した後にA案で作成した。条例案骨子の作成は、たたき台を全体会に提出するのか、全体会で全て作成するのか、どちらが良いか。

○事務局

- ・ 資料1の4（1）の②～⑥のうち、議論は全体会で行うことを想定している。疑問点の抽出やたたき台の作成、全体会の議論を反映した修正等をたたき台作成チームで行うか、グループで分担するか、全員で行うかということが論点だと思う。

○中津原副委員長

- ・ ②、④、⑤の作業をそれぞれ異なる組織で行っても良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 疑問点の抽出をどう進めるか。

○堀越委員

- ・ 中間報告の取りまとめの際にはかなりの時間を費やして議論してきたので、疑問点の抽出は時間を区切って全員で集中的に行い、その後はA案で効率的に取り組んだ方が良いと思う。PR・意見収集に時間を割くべきではないか。

○福島委員長

- ・ たたき台チームが中心となり、全体会に提出するということか。

○中津原副委員長

- ・ 疑問点の抽出は、集中して全員で行う。たたき台作成チームに負担が集中しないか。

○堀越委員

- ・ 仕方ない。外でPRする人たちと、中で作業する人たちとに分ける。

○事務局

- ・ 疑問点の抽出は全体会で行った後、たたき台の作成をたたき台作成チームが行うということか。

○中津原副委員長

- ・ B案もあり得るのではないかと考えていたが。

○伊藤委員

- ・ 区役所のあり方等が書かれているが、区役所や区長は知っているのか。当事者である区長等にも意見を聞くべきではないか。

○事務局

- ・ 直接伝えてはいないが、中間報告は全庁的に周知してある。

○伊藤委員

- ・ 区長の役割や責務等も書かれており、区役所のほとんどの課が関係する。それが突然出てきても大丈夫なのか。

○事務局

- ・ 中間報告を作る際に、主な関係課には意見照会を行ったが、区役所や区長には意見照会していない。

○伊藤委員

- ・ 現職に限らず、経験者の意見でも良いので、参考にすべきではないか。

○事務局

- ・ 中間報告に対する意見を募集している。職員に対しても意見を出してもらえるようにしたい。

○福島委員長

- ・ 堀越委員の提案の通り、全体で課題を抽出し、その後たたき台作成チームでたたき台を作成することでどうか。

○中津原副委員長

- ・ 反対しないが、かなり大変だと思う。毎日集まることになるかもしれない。

○堀越委員

- ・ 部会の議論の回数を考えると、かなり多くなるのではないか。

○中津原副委員長

- ・ 5人くらいのチームが取り組んでくれる方がありがたい。

○事務局

- ・ どれくらいの作業量になるかは読めない。

○中津原副委員長

- ・ 30条程度あり、です・ます調に直したり、法制課との調整なども必要になってくる。

○福島委員長

- ・ かなりの作業量になると思う。今後、意見交換準備チームと、最終報告たたき台チームの2チームが想定されるが、共に作業量は多くなるのではないか。

○高橋委員

- ・ 全体の作業量を考える上で、今年のコンサルタントの関わり方はどういったものになるのか。

○事務局

- ・ 会議録作成、資料作成、会議における助言、ニュースレターの印刷などである。

○中津原副委員長

- ・ 運営委員会は事実上不要だと思う。不測の事態が生じたら開くことで良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 運営委員会は不測の事態に備えるために継続し、広報チームはニューズレターの発行を行う。

○細川委員

- ・ 広報チームについて、少なくとももう1人は加わってほしい。

○福島委員長

- ・ 広報チームを1名補充する。意見交換準備チームとたたき台作成チームを組織する。

○小野田委員

- ・ 今後想定される体制としては、各委員がどちらかに配置されるということか。たたき台の作成については、ボリューム的にB案の方が良いのではないか。

○中津原副委員長

- ・ たたき台作成チームを引き受けてくれる人がいれば良い。中間報告のたたき台を4人くらいで作成したが、あの時は大変だった。
- ・ 意見交換の準備チームについては中心になる人を決めることになるが、そのチームに入っていない人でも都合がつけば参加してもらいたい。

○小野田委員

- ・ B案の方が良いと思う。

○事務局

- ・ 中間報告の際は、テーマごとに深掘りする必要があったが、今後は全体を通して見ていくことが求められる。その意味ではA案が良いと思う。

○湯浅委員

- ・ たたき台作成チームは全体に目を通すために必要だと思う。両部会長にたたき台作成チームに入っていただきたい。それ以外はアンケートで希望を聞いたらどうか。

○中津原副委員長

- ・ 部会はすでに終わっている。

○福島委員長

- ・ A案の流れが強いと思うがどうか。

○中津原副委員長

- ・ たたき台作成チームには何人くらい必要か。

○事務局

- ・ 4～6人程度ではないか。市民の視点も大切になるので、公募市民の方にも入ってもらいたいと考える。

○堀越委員

- ・ これまでの議論に拘束されてしまう恐れもあるので、たたき台作成チームと部会長は無関係と思った方が良い。やりたい人と委員長が良いのではないか。

○福島委員長

- ・ 疑問点の抽出は全体で行い、それ以外はたたき台作成チームで作業することにする。

○事務局

- ・ 人選はアンケートで希望者を募ることにしたい。

○福島委員長

- ・ 区別意見交換会は、原則10区で開催するのか、拠点をしぼって4～6か所程度で開催し、足りない部分は出前意見交換会で対応するのか、考えてほしい。

○中津原副委員長

- ・ いま決める必要はない。準備チームを立ち上げてから決めてはどうか。

○事務局

- ・ 市民フォーラムの参加者を募集した際に、参加したいのに、土日勤務のため参加できない、という意見をもらった。曜日や日時をずらして開催するということも考えてほしい。

○堀越委員

- ・ 若いお母さん方を対象とするのであれば、平日の日中で開催した方が良いということもあって、市民団体がイベントを開催する際には、相手に合わせて、1日2回開催することも多い。10か所開催する際には、そのような選択肢を準備して、参加できる回に出てもらっても良い。

○福島委員長

- ・ 回数とやり方については、意見交換会準備チームで検討してほしい。

○事務局

- ・ チームの希望を募るアンケートを後日送付する。

3 その他

○事務局

(事務局より、「さいたま市自治基本条例検討委員会 中間報告 概要版(案)」についての説明)

- ・ 現在、中間報告を138施設に配置しているが、配布用として概要版も配置したい。
- ・ また、ニュースレターは5月下旬発行を予定している。原稿は今月中にまとめなくてはならないので、事務局で進めていくこととしたい。

○細川委員

- ・ 「さいたま市市民自治基本条例」という名称を検討中なのか。

○富沢委員

- ・ 前々回の委員会の出席者の間では承認されたが、欠席の委員の意見を聞いて確定したい。

○中津原副委員長

- ・ フォーラム前だったので、フォーラムでも意見を聞けると思っていた。

○高橋委員

- ・ アイキャッチのために、概要版とニュースレターにヌウを載せるのはどうか。

○細川委員

- ・ ニュースレターには載せる。

○福島委員長

- ・ 概要版(案)に意見があれば、事務局に連絡してほしい。

○事務局

- ・ 次回は各チームのメンバーの関係と、条例案骨子の疑問点抽出作業を行うことでよいか。

○堀越委員

- ・ 各チームで話す時間も欲しい。

○中津原副委員長

- ・ それぞれのチームの活動は委員会の一つになるのか。

○事務局

- ・ 会議ではないが、広報チームのような位置付けの活動になる。

○中津原副委員長

- ・ 委員会以外はこれまで無償で活動してきたが、事前に確認しておいた方が良い。

○事務局

- ・ 申し訳ないが、報償については、予算上、委員会の会議が過半数の委員の出席により成立した場合にお支払いする分しかない。

○高橋委員

- ・ 初めからそのつもりで、気にしている人はいない。

○内田委員

- ・ 2チームで偏りができることは想定しているか。

○中津原副委員長

- ・ 調整したい。

○事務局

- ・ 次回は4月19日（火）、第2別館の第3会議室。

4 閉会

以上